

実務家が陥りやすい 交通事故事件の落とし穴

追加情報

後遺障害逸失利益の定期金賠償を認めた最高裁
令和2年7月9日判決に伴い、110頁及び111頁の
内容が変更されましたので、入れ替えの上ご利用く
ださい。

令和2年8月

新日本法規出版株式会社

裁判例以外に死亡逸失利益の定期金賠償を認めた公刊物登載裁判例は見当たりません。逆に、死亡逸失利益に対する定期金賠償を否定する裁判例は多数存在するところです（千葉地判平24・12・6交民45・6・1440、名古屋地判平16・7・7交民37・4・917等。）。このような裁判例の傾向からしても、現時点の裁判実務上は、死亡逸失利益については、定期金賠償を認めることは消極的に解さざるを得ないでしょう。

3 後遺障害逸失利益

【18】で述べたとおり、交通事故被害者の逸失利益は、事故とは全く関係ない原因によって被害者が死亡したとしても、死亡後の期間も継続的に逸失利益損害が発生するものとみなし、賠償義務を肯定します（いわゆる継続説）（最判平8・4・25民集50・5・1221）。

このような理解からすれば、後遺障害逸失利益については、被害者の死亡によっても打ち切られることは原則として考えられず、事情の変更が想定されていないとして、定期金賠償の対象とならないという理解もあり得ますが、民事訴訟法117条1項において「口頭弁論終結後に、後遺障害の程度（中略）に著しい変更が生じた場合には、その判決の変更を求める訴えを提起することができる」と定められているとおり、後遺障害に関する将来損害は定期金賠償の対象となると想定されています。また、上記平成8年最高裁判決は被害者が死亡した場合に関する判決であり、後遺障害の程度について事情が変更した場合については判断したものではありませんから、従来より、後遺障害逸失利益は定期金賠償の対象となり得ると論じられており（森富義明＝村主隆行編『裁判実務シリーズ9 交通関係訴訟の実務』281頁（商事法務、2016）にも同旨の指摘があります。）、最高裁令和2年7月9日判決（裁時1747・14）において、不法行為に基づく損害賠償制度の目的及び理念に照らして相当と認められるときは逸失利益は定期金による賠償の対象となるものと解

される、と判断されるに至りました。

なお、同最高裁判決では、具体的にどのようなケースであれば不法行為に基づく損害賠償制度の「目的及び理念に照らして相当と認められる」と評価され定期金賠償の対象となるか、について明確な判断基準が示されていませんので、この点は今後も問題となる余地が残されています。

4 将来介護費用

【18】で述べたとおり、交通事故被害者が事故とは全く関係ない原因によって死亡した場合の将来介護費用は、死亡後の期間は請求できないととらえられています（いわゆる切断説）（最判平11・12・20民集53・9・2038）。

さらに、将来介護費用は、口頭弁論終結後の被害者死亡という事情変更のほか、介護保険単価や介護保険の内容による事情変更の可能性もありますから、定期金賠償に最も適した損害費目であると考えられており、裁判実務上も問題なく肯定されています。

例えば、前記令和2年最高裁判決の原審である札幌高裁平成30年6月29日判決（判タ1457・73）も、定期金賠償方式による将来介護費用の請求を肯定しており、最高裁はこの判断を覆していません。

《参考となる判例等》

- 交通事故により自動車損害賠償保障法施行令別表第1第3級相当の高次脳機能障害等の後遺障害が残存した被害者の逸失利益について定期金賠償を認めた事例（最判令2・7・9裁時1747・14）
- 交通事故により自動車損害賠償保障法施行令別表第1第3級相当の高次脳機能障害等の後遺障害が残存した被害者の将来介護費用について定期金賠償を認めた事例（札幌高判平30・6・29判タ1457・73、上記最判令2・7・9の原判決）